

消費者被害注意報

心当たりのない商品が届いたら…令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分可能に！

特定商取引法が一部改正され、売買契約に基づかないで送付された商品について、消費者は送り付けられた商品を直ちに処分することができるようになりました。開封や処分した商品の代金を事業者から請求されても支払義務はありません。誤って金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還請求することができます。



事例1 母宛てに大手通販サイトから注文していないマスクが届いた。送り主は誰かと通販サイトへ尋ねると、代金は支払い済みだが、個人情報保護のため教えられないと言われた。

事例2 代引きで荷物が届き、開封するとカニが入っていた。その後、家族も注文していないと分かったので、配送業者に返金、返品を依頼したが、開封済みなので返金できないと言われた。

消費者トラブル防止のために

- ◇ 突然宅配便などで商品が届いたとしても、消費者が売買契約の申込みや締結をしていなければ契約は成立しません。
- ◇ 「家族が注文した商品だった」「親戚・友人からのプレゼントだった」などのケースもあるので、自分宛てに届いた心当たりのない商品を処分する際は、まず家族や友人に確認しましょう。「確認が取れない荷物は受け取らない」というルールを、家族で作っておくのも一つの方法です。
- ◇ 家族や友人などに確認しても思い当たらない場合、一方的に商品を送り付ける「送り付け商法」の可能性があります。「受け取り拒否」をするか、消費生活センターへお電話ください。



まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 **☎043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111